

事後審査型一般競争入札の公告（工事、入札案件）

一般競争入札を行うので、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第6条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和元年（2019年）6月 5日

一般財団法人札幌市住宅管理公社
理事長 廣川 英人

記

1 契約担当部

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目

一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課（契約担当）

電話 011-211-3381

FAX 011-221-4438

2 対象工事

「あけぼの荘屋上防水改修ほか工事」

3 入札参加資格

(1) 「単体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の**共通事項**の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

また、下記6に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者としえないものとする。

共通事項

ア 一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和52年11月18日制定）第2条の規定に該当しない者であること。

イ 平成31・32年度一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市が定める手続に基づき対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。）。

ウ 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

(ア) 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。

カ 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

キ 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

- ク 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- ケ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(ア) 資本関係

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

なお、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

共同企業体の結成条件

- ア 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

4 入札説明書の交付

- (1) この公告の日から対象工事ごとに定める入札の日の前日までの毎日、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページにおいてダウンロードすることができる。
(<https://s-j-k.or.jp>)
- (2) この公告の日から対象工事ごとに定める入札の日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで、1に示す契約担当部においても交付する。

5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

- (1) 提出期間
入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに1に示す契約担当部へ申請書及び資料を持参しなければならない。
- (2) 提出方法
対象工事ごとに別表にて定める。

6 落札等に係る入札参加の条件

第1回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）の内訳書については、次の(1)～(3)に定める条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内訳書の提出があること。
- (2) 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- (3) その他内訳書の内容に疑義がないこと。

7 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。
- (2) 開札の日時 対象工事ごとに別表にて定める。

- (3) 開札場所 札幌市中央区北1条西2丁目
一般財団法人札幌市住宅管理公社3階会議室
- (4) 提出方法 上記(1)の日時に持参すること。

8 その他

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
納付。ただし、理事長が確実と認める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
また、落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
対象工事ごとに別表にて定める。
- (5) 理事長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (6) 詳細は別表及び入札説明書による。

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う附則（建設工事）

この契約締結後、消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）に係る法令等の改正及び施行（以下「改正施行」という。）のため、当初の契約締結時に適用した消費税率（以下「原消費税率」という。）により算出した消費税及び地方消費税の額（以下「原消費税額」という。）と実際の取引における課税資産の譲渡等に課される消費税率（以下「実消費税率」という。）により算出した消費税及び地方消費税の額（以下「実消費税額」という。）との相違（以下「改正差額」という。）がある場合の取扱いについて、以下により一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）の読み替え等を行う。

- 1 甲及び乙は、乙の責めによりこの契約が目的とする課税資産の譲渡等が遅延し、改正差額が生じる場合を除き、実消費税額をこの取引に係る消費税額とする。
- 2 この契約書は、乙が免税事業者（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関する免税事業者をいう。以下同じ。）である場合を除き、消費税額等が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、この取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかであることから、印紙税法基本通達（昭和 52 年間消 1-36）別表第 2 において「重要な事項」として掲げる事項の変更又は補充及び契約上特段の必要がない限り、消費税率に係る法令等の改正施行のみを理由とした変更（補充）契約書の作成は行わない。
- 3 第 1 項に規定する乙の責めにより改正差額が生じる場合についても、変更（補充）契約書の作成は行わない。
- 4 約款第 25 条第 1 項の規定による請求があったときは、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（改正差額の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。
- 5 第 1 項に規定する実消費税額を含むこの契約により甲が乙に支払うべき金銭の算出は、次の各号の規定による。
 - (1) 約款第 32 条の規定による請負代金または同第 48 条の規定による出来形部分に相応する請負代金については、当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額に、100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - (2) 約款第 34 条第 1 項の規定による前払金及び同条第 3 項の規定による中間前払金については、当該各項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（改正差額の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。
 - (3) 約款第 37 条第 1 項の規定による部分払については、同項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（改正差額の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。
 - (4) 約款第 38 条の規定による部分引渡しに係る請負代金については、第 1 号の規定を準用する。なお、1 円未満の端数を切り捨てることにより生じる金額の過不足については、請負代金または同第 48 条の規定による出来形部分に相応する請負代金で精算する。

- (5) 前号の規定にかかわらず、約款第 38 条第 1 項に規定する部分引渡しに相応する指定部分に係る工事目的物の引渡しが税務上、課税資産の譲渡等と認められる場合（消費税基本通達 9-1-8《部分完成基準による資産の譲渡等の時期の特例》）で、かつ、当該指定部分について原消費税率が課せられる場合は、第 1 号の規定による請負代金または出来形部分に相応する請負代金については、当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額に、100 分の 2 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とする。なお、1 円未満の端数を切り捨てることにより生ずる金額の過不足については、請負代金または出来形部分に相応する請負代金で精算する。
- (6) 乙がこの契約の目的である建設工事について、工事進行基準の方法により経理を行う場合で、消費税法改正法附則第 7 条第 4 項の規定により乙が甲へ届出した同条第 1 項の規定の適用を受ける対価の額（消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年 3 月 13 日公布。政令第 56 号）附則第 9 条の規定により算出した以下の額。以下「進行基準部分の対価の額」という。）があるときは、第 1 号の規定により算出した額から進行基準部分の対価の額に、110 分の 2 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を差し引く。

$$\begin{array}{l}
 \text{長期大規模工事等に係る対価の額} \quad \times \quad \frac{\text{長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの間に支出した原材料費、労務費
その他経費の額の合計額}}{\text{施行日の前日の現況により見積もられる
工事原価の額}}
 \end{array}$$